

平成 2 7 年第 7 回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第7回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 平成27年6月24日(水)午後1時35分から午後2時23分
- 2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(18名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
9番 伊藤 雄一	10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子
12番 柴山 真二	13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿
15番 鈴木 龍一	16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美
18番 高橋 建一	19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光
- 4 欠席委員(1名)

8番 三浦 淳子
----------
- 5 報告事項
  - 1 使用賃借権の合意解約による通知について
  - 2 利用権設定の合意解約による通知について
  - 3 非農地証明願について
- 6 議事
  - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
  - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
  - 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
  - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 7 その他連絡・報告事項
  1. 平成27年6月事業報告について
  2. 平成27年7月事業予定について
  3. その他
- 8 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 佐藤 吉則
  - 事務次長 菊地 和則

## 9 会議の概要

事務局	<p>それでは、ただいまから平成27年第7回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、渡邊会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、これより第7回美里町農業委員会総会を開きます。</p>
議長	<p>本日の出席委員は18名であります。農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので、総会は成立をしております。</p>
議長	<p>次第の3番「議事録署名委員の選任」でございますが、会議規則第15条1項の規定により、議長より2名を指名いたします。</p> <p>5番伊藤恵子委員、6番後藤幸太郎委員のお二方をお願いいたします。</p>
議長	<p>次第の4番、報告事項に入ります。</p> <p>1. 「使用貸借権の合意解約による通知について」、2. 「利用権設定の合意解約による通知について」、3. 「非農地証明願について」、一括で事務局より報告いたします。</p>
事務局	<p>報告事項、1、2、3について、議案書に記載のとおり説明を行った。</p>
議長	<p>それでは非農地証明願について、6月15日に保全委員会にて現地の確認調査を行っております。佐々木委員長より結果について報告をいただきます。</p>
保全委員長	<p>農地保全委員会は今月も佐藤委員、遊佐委員、渡邊会長、大友職務代理、そして私の5名、それと佐藤事務局長と菊地次長の7名により、6月15日に現地調査を行いました。</p>



(はいとの声あり)

議長 それでは、第1号議案について採決をいたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。原案どおり許可といたします。

議長 続きまして第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」事務局より説明願います。

事務局 第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

事務局 なお、この223番の さんは、先ほどの使用貸借権の合意解約の番号16においては解約で、筆数が4筆でしたけれども、ここでは5筆となっております。これにつきましては、ことしの1月総会で涌谷町の農地と さんが交換している関係で名義変更、使用貸借をしないまま今日に至ったわけでして、合意解約した4筆と交換したものを合わせて5筆、農地中間管理事業に出したということになります。

議長 ただいま第2号議案について、事務局より説明をいただきました。これより審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。18番高橋委員。

高橋委員 農地中間管理機構へ出し手に補助金があるわけですが、その補助金は、いつごろどのように出し手に来ているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長 暫時、休憩をいたします。(13:50)

議長 それでは、再開をいたします。(14:05)

議長

先ほど18番高橋委員より、中間管理機構に提出した案件について、その交付金というのか、補助金がどのくらいの期間で交付されるのか、その辺の期間の数值は、どうなっているのか事務局より答弁願います。

事務局

18番高橋委員の質問にお答えします。

平成27年度は、まだ始まったばかりで、しかも農地中間管理事業が始まって2年目ということもあるんですけども、まだ27年度については今後の予定は未定なそうです。ただし26年度、昨年は実績がありますけれども、昨年の例では、3月5日に締め切り、27年3月が締め切りで、あとは補助金を交付したということでございます。

ただ、これが宮城県の方からは補助金の交付決定が来て、それ以降になりますので、27年度につきましては、それが未定だということになります。多分、26年度につきましては、今言ったように、3月5日に宮城県の交付決定があって、その後補助金の交付という流れですので、流れとしては27年度も26年度と同じようになると見込まれます。以上でございます。

議長

今、事務局より、中間管理事業に出した分の補助金については、昨年度は年度末というか3月5日に決定、年度内に恐らく支払われた事だと思いますが、今年については、まだ支払については、未定であるということで、恐らく年間を通じて、また27年度末の作業になるんじゃないかなろうかという現段階の予測の話でございますが、そのような説明でございます。

高橋委員、よろしいですか。

高橋委員

はい。それで4月から3月という捉え方ですか。この1年ということは、それとも1月から12月までやって、そして3月以降に出すんですか。その辺どうなんだかね。

議長

事務局お願いします。

事務局

たびたび26年度の例を出して申しわけありませんが、26年度につきましては、26年度の予算で交付するには、12月中に公告をしなければならないということがございました。ご記憶にあるかと思いますが、昨年12月25日に農業委員会の総会をしまして、そして次の日、26日に公告ということをしてしまして、それが26年度の予算。ですから26年度の予算がそれだ



目的は駐車場兼資材置き場ですが、周囲は宅地化しており境界がはっきりしており、排水計画もきちんとしています。農地区分については第2種農地であり、特に問題は見当たらず、許可相当と見て来ました。

番号6について、現地は、北浦地区の に位置しております。転用目的は通路の拡張のためであります。農地区分については第3種農地であり、特に問題は見当たらず、許可相当と見て来ました。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは第3号議案について審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

ありませんということですが、なしということによろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、採決に入ります。第3号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成でありますので、意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

事務局

なお、この番号16につきましては、ご記憶の方もおるかと思いますが、今年の2月総会において、太陽光ソーラーシステム設置が総会を通過して、そしてすぐに取り下げられた場所でございます。今回は駐車場として再度、申

請を行ったということでございます。

議長

第4号議案について、佐々木農地保全委員長より調査結果について報告をいただきます。

保全委員長

番号12について、現地は北浦の 地区に位置しており、転用目的は一般住宅の建築です。農地区分については第2種農地ですが、民地と民地の間の境界杭がなかったので、境界を確定させることを条件に許可相当と見て来ました。

番号13について、現地は平針地区の の江合川の堤防沿いに位置しており、転用目的は一般住宅の建築です。農地区分については第2種農地で、特に問題は見当たらず、許可相当と見て来ました。

番号14について、現地は平針地区 の江合川の堤防沿いに位置しており、転用目的は太陽光ソーラーシステムの設置です。ここも農地区分については第2種農地で、特に問題は見当たらず、許可相当と見て来ました。

番号15について、現地は北浦地区の 、北浦小学校の近くに位置しております。転用目的は通路の設置です。農地区分については第3種農地で、特に問題は見当たらず、許可相当と見て来ました。

番号16について、現地は南小牛田の 、JR石巻線上涌谷駅から西側に約700メートル、涌谷町との町境に近いところに位置しております。転用目的は駐車場の設置です。ここは今年の2月総会において太陽光ソーラーシステムの申請があり、その後すぐ取り下げた箇所であります。農地区分については10ヘクタール以上の規模の一連の農地扱いのため第1種農地となりますが、特に問題は見当たらず、許可相当と見て来ました。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、第4号議案について審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということでございますので、採決に入ります。第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成でありますので、意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

以上で、議事の一切を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第7回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成27年6月24日

会 長

署名委員 5番

署名委員 6番